

研究協力者： 奈倉 道明（埼玉医科大学 総合医療センター小児科）

研究分担者： 田村 正徳（埼玉医科大学 総合医療センター小児科）

【研究要旨】

医療的ケア児数を算出するためには、医療的ケア児を定義しなければならない。前研究では、医療的ケア児として4つの定義を提案した。本研究では、社会医療診療行為別調査のデータから医療的ケア児数を算出するために、医療的ケア児の年齢層を0～19歳に設定した。そして、それぞれの定義に基づく医療的ケア児数を算出した。

第1定義（全ての在宅療養指導管理料を含める場合）：	42,829人
第1定義（在宅自己注射のうちCSIIと頻回血糖測定のみを含める場合）：	35,303人
第1定義（在宅自己注射以外の指導管理料を含める場合）：	17,209人
第2定義（他者により日常的な医行為を施される場合）：	17,871人
第3定義（文部科学省の調査の基準に準ずる場合）：	16,243人
第4定義（喀痰吸引等の医行為に限定する場合）：	8,227人

4つの定義のどれが正しいと結論付けることはできないが、目的に応じて数字を活用するしかない。次研究において、文部科学省データとの整合性を見た上で、妥当な医療的ケア児数の在り方を評価する予定である。

A. 研究目的

全国に医療的ケア児が何人いるかは、正確に議論されていない。その理由の一つは「医療的ケア」の範囲が明確に定義されていないためであり、もう一つの理由は「医療的ケア児」の年齢が定められていないためである。

医療的ケアの定義として、前研究では4つの定義を提案した。本研究では、社会医療診療行為別調査のデータを用いてそれぞれの定義に基づく医療的ケア児数を算出し、定義によってどの程度の数値の幅が出るのか考察することで、医療的ケア児数の妥当なモデルを提案することが目的とである。

B. 研究方法

社会医療診療行為別調査は、毎年5月の全国の診療報酬明細票（いわゆるレセプト）を全国

で集計したデータで、厚生労働省保険局から発表されている。在宅療養指導管理料通則・一般的事項によれば、在宅療養指導管理料は外来で1患者につき1月あたり1件しか算定できないこととなっているため、各種の在宅療養指導管理料の算定件数を合計することにより、医療的ケア患者の数に相当すると考えられる。

社会医療診療行為別調査は5歳年齢群ごとに集計されていることから、本研究では便宜的に、0～19歳の年齢群で区切って医療的ケア児数を算出することとした。

在宅療養指導管理料は、C101在宅自己注射指導管理料からC116在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料まで合計25項目が設定されている。医療的ケア児の数を算出するためには、在宅療養指導管理料の項目の中でどの項目を採用するべきか検討しなければならない。

本研究では、平成27年5月の社会医療診療行為別調査のデータを用い、前研究の4つの定義

に従った項目でそれぞれの医療的ケア児数を算出した。

C. 研究結果

<第1の定義>

全ての在宅療養指導管理料を算定されている児を医療的ケア児とした場合

医療的ケアを定義するためには、在宅自己注射指導管理料の扱いについて検討しなければならない。なぜならば、成長ホルモン分泌不全性低身長症の患者の場合は、成長ホルモンの自己注射を自宅で1日1回夜に実施しているが、このような患者を医療的ケア児と呼んで行政による支援の対象とすべきとは言えない。これに対し、1型糖尿病で毎日複数回の間欠的インスリン自己注射を実施する患者は、学校など居宅外で自己注射を行う必要があり、医療的ケア児と呼ぶことには抵抗を感じないかも知れない。また、1型糖尿病で持続皮下インスリン注入療法（CSII; continuous subcutaneous insulin infusion）を実施する患者は、常に医療デバイスが身体に装着され、装置の離脱を気にしなければならず、高血糖のときはインスリンのボラス投与を行うなど適宜医行為を実施しており、医療的ケア児と呼ぶにふさわしいかも知れない。

診療報酬上、CSIIは「在宅自己注射指導管理料1（複雑な場合）」として算定される。これに対し、日常的に頻回の間欠的インスリン自己注射を行う患者は「在宅自己注射指導管理料2」の中の「月28回以上の血糖測定を要する場合」を算定している。

① 全ての在宅自己注射を含める場合

在宅自己注射指導管理料1及び2を全て計上した場合の医療的ケア児数は、42,829人である。

② 在宅自己注射の中でCSII及び頻回の血糖測定の患者のみを含める場合

在宅自己注射の患者の中で、「在宅自己注射指導管理料1（複雑な場合）」の算定件数、及び「在宅自己注射指導管理料2」のうち「月28回以上の血糖測定を要する場合」の算定件数を含めた場合の医療的ケア児数は、35,303人となる。

③ 在宅自己注射以外を含める場合

自己注射を全て除外した医療的ケア児数は、17,209人となる。厚生労働省で2016年12月13日に行われた医療的ケア児担当者合同会議で中間発表を行った際は、在宅小児低血糖患者指導管理料の算定件数131人を除外して17,078人と報告させて頂いたが、在宅小児低血糖患者指導管理料の患者群は医療的ケア児に含めるべきと判断した。

以上に見たように、在宅自己注射指導管理料をどこまで医療的ケアの中を含めるかによって、医療的ケア児数は容易に変わってしまう。表3においては、グレイで塗ったセルを集計から除外している。

<第2の定義>

他者により日常的に施される医行為を医療的ケアと考える場合

ここでは、医療的ケアを「他者により日常的に施される医行為」と定義して、医療的ケア児数を算出することとする。この場合、在宅療養指導管理料の中で除外されるものがいくつかある。例えば、前述のインスリン自己注射は、小学生以上であれば基本的に自分で自分に行う行為となり、「他者により日常的に施される医行為」にあたらなくなるため、5歳以上の在宅自己注射指導管理料を除外することとした。在宅持続陽圧呼吸法は、睡眠時無呼吸に対して夜間に行う治療であって、呼吸障害に対して行うNPPV（鼻・顔マスクを使用する在宅人工呼吸器）とは別ものであり、小学生以上から自分で実施す

ることができることから、5 歳以上の算定件数は除外した。在宅自己疼痛管理についても同様に、5 歳以上を除外した。自己導尿については、小学校高学年ならば自分で行えることが多いが、一方で、障害があるために自分で導尿できない例も含まれている。障害の有無を統計で区別することはできないため、在宅自己導尿指導管理料に関しては全例を含めることとした。

パーキンソン病における脳深部刺激療法 (deep brain stimulation)、難治性てんかんにおける迷走神経刺激療法 (vagal nerve stimulation)、直腸障害における仙骨神経刺激療法、心不全における埋込型人工心臓については、日常的に他者の医行為を必要としないため、C100-2 在宅振戦等刺激装置治療管理料、C100-3 在宅迷走神経電気刺激療法指導管理料、C100-4 在宅仙骨神経刺激療法指導管理料、C115 及び 116 在宅埋込型補助人工心臓指導管理料の 5 項目は除外した。とはいえ、小児年齢でこれらを算定した件数は微々たるものであった。

以上のように、日常的に他者により医行為が行われる可能性が高い項目で医療的ケア児数を算出すると、17,871 人となった。表 4 においては、グレイで塗ったセルを集計から除外している。

< 第 3 の定義 >

文部科学省の調査の対象となる医行為を医療的ケアと考える場合

文部科学省の「特別支援学校等の医療的ケアに関する調査」で調査対象となっている医療的ケアは以下のとおりとなっている。

【栄養】

- 経管栄養 (鼻腔に留置されている管からの注入)
- 経管栄養 (胃ろう)
- 経管栄養 (腸ろう)
- 経管栄養 (口腔ネラトン法)

- IVH 中心静脈栄養

【呼吸】

- 口腔・鼻腔内吸引 (咽頭より手前まで)
- 口腔・鼻腔内吸引 (咽頭より奥の気道)
- 気管切開部 (気管カニューレ内) からの吸引
- 気管切開部 (気管カニューレ奥) からの吸引
- 経鼻咽頭エアウェイ内吸引
- 気管切開部の衛生管理
- ネブライザー等による薬液 (気管支拡張剤等) の吸入
- 経鼻咽頭エアウェイの装着
- 酸素療法
- 人工呼吸器の使用

【排泄】

- 導尿

【その他】

- 上記項目以外で、特別支援学校において児童生徒が日常的に受けているケアで、医行為としてとらえている行為
- (※ ●は認定特定行為業務従事者が行うことを許容されている医療的ケア項目、○はそれ以外)

これらに該当する在宅療養指導管理料としては、以下のものが該当すると考えた。

- 在宅小児経管栄養法指導管理料
- 在宅成分栄養経管栄養法指導管理料
- 在宅中心静脈栄養法指導管理料
- 気管切開患者指導管理料
- 在宅人工呼吸療法指導管理料
- 在宅酸素療法指導管理料
- 在宅自己導尿指導管理料
- 在宅寝たきり患者処置指導管理料

これらの項目で算出した医療的ケア児数は、16,243 人となる。表 4 においては、グレイで塗ったセルを集計から除外している。

< 第 4 の定義 >

喀痰吸引等として非医療者に許容される医行為を医療的ケアと考える場合

平成 24 年度から始まった喀痰吸引等研修によって非医療者が実施可能となる医行為としては、以下のものがあげられる。

- ① 口腔内の喀痰吸引
- ② 鼻腔内の喀痰吸引
- ③ 気管カニューレ内部の喀痰吸引
- ④ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ⑤ 経鼻経管栄養

これらを在宅療養指導管理料の観点から見ると、以下の項目が相当するものと考えられる。

- 在宅小児経管栄養法指導管理料
- 在宅成分栄養経管栄養法指導管理料
- 気管切開患者指導管理料
- 在宅人工呼吸療法指導管理料
- 在宅寝たきり患者処置指導管理料

これらの項目で算出した医療的ケア児数は、8,227 人となる。表 5 においては、グレイで塗ったセルを集計から除外している。

以上から、各定義に従った医療的ケア児数を列記すると、下記ようになる。

定義	内容	医療的ケア児数
1	① 全ての指導管理料を含める	42,829
	② 自己注射のうちCS IIと頻回血糖測定のみ含める	35,303
	③ 自己注射以外を含める	17,209
2	他者による日常的医行為	17,871
3	文部科学省基準	16,243
4	喀痰吸引等に限定	8,227

4 つの定義に基づいた医療的ケア児数を算出した。どれが正しいと結論付けることはできな

いが、目的に応じて使い分けるしかない。

次研究において、文部科学省データとの整合性を見た上で、妥当な医療的ケア児数の在り方を評価する予定である。

参考文献：

○ 平成 27 年度社会医療診療行為別統計 閲覧 1 「診療行為の状況」 医科診療 第 1 表 医科診療（総数） 件数・診療実日数・実施件数・回数・点数，診療行為（細分類）、一般医療 - 後期医療・年齢階級別
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL02020101.do?method=extendTclass&refTarget=toukeihyo&listFormat=hierarchy&statCode=00450048&tstatCode=000001029602&tclass1=000001085182&tclass2=000001085187&tclass3=000001085188&tclass4=&tclass5=>

○ 医科診療報酬点数表平成 28 年 4 月版 社会保険研究所、2016 年 3 月

D. 健康危険情報

なし

E. 研究発表

なし

F. 知的財産権の出願・登録状況

なし

研究 1-2 「全国の医療的ケア児数シミュレーション」資料

表 1 第 1 定義の①（全ての在宅療養指導管理料を含める場合）に基づいた医療的ケア児数

項目番号	診療報酬項目	00～04歳	05～09歳	10～14歳	15～19歳	合計
C101	在宅自己注射指導管理料 1 複雑な場合	87	192	327	427	1033
C101	在宅自己注射指導管理料 2 1 以外の場合 月 3 回以下	540	1318	1196	689	3743
C101	在宅自己注射指導管理料 2 1 以外の場合 月 4 回以上	10	34	49	114	207
C101	在宅自己注射指導管理料 2 1 以外の場合 月 8 回以上	285	1225	1583	483	3576
C101	在宅自己注射指導管理料 2 1 以外の場合 月 28 回以上	1136	4851	7550	3524	17061
C101-2	在宅小児低血糖症患者指導管理料	81	40	10	-	131
C102	在宅自己腹膜灌流指導管理料	53	33	39	49	174
C102-2	在宅血液透析指導管理料	-	-	-	-	0
C103	在宅酸素療法指導管理料 チアノーゼ型先天性心疾患	78	23	12	11	124
C103	在宅酸素療法指導管理料 その他	2764	1209	785	625	5383
C104	在宅中心静脈栄養法指導管理料	68	62	49	51	230
C105	在宅成分栄養経管栄養法指導管理料	69	63	73	121	326
C105-2	在宅小児経管栄養法指導管理料	1216	755	561	126	2658
C106	在宅自己導尿指導管理料	411	574	672	622	2279
C107	在宅人工呼吸指導管理料	993	756	624	696	3069
C107-2	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料	6	31	105	285	427
C108	在宅悪性腫瘍患者指導管理料	-	-	-	2	2
C109	在宅寝たきり患者処置指導管理料	225	334	364	562	1485
C110	在宅自己疼痛管理指導管理料	-	-	-	2	2
C110-2	在宅振戦等刺激装置治療指導管理料	-	2	-	8	10
C110-3	在宅迷走神経電気刺激治療指導管理料	8	30	37	39	114
C110-4	在宅仙骨神経刺激療法指導管理料	-	-	-	-	0
C111	在宅肺高血圧症患者指導管理料	-	2	6	8	16
C112	在宅気管切開患者指導管理料	208	187	148	146	689
C114	在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料	28	21	17	10	76
C115	在宅植込型補助人工心臓（拍動流型）指導管理料	-	-	-	-	0
C116	在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料	-	-	3	11	14
		8266	11742	14210	8611	42829

表 2： 第 1 定義の②（在宅自己注射のうち CSII と頻回血糖測定のみを含める場合）に基づいた医療的ケア児数
 グレイで塗ったセルは集計から除外している。

項目番号	診療報酬項目	00～04歳	05～09歳	10～14歳	15～19歳	合計
C101	在宅自己注射指導管理料 1 複雑な場合	87	192	327	427	1033
C101	在宅自己注射指導管理料 2 1 以外の場合月28回以	1136	4851	7550	3524	17061
C101-2	在宅小児低血糖症患者指導管理料	81	40	10	-	131
C102	在宅自己腹膜灌流指導管理料	53	33	39	49	174
C102-2	在宅血液透析指導管理料	-	-	-	-	0
C103	在宅酸素療法指導管理料 チアノーゼ型先天性心疾患	78	23	12	11	124
C103	在宅酸素療法指導管理料 その他	2764	1209	785	625	5383
C104	在宅中心静脈栄養法指導管理料	68	62	49	51	230
C105	在宅成分栄養経管栄養法指導管理料	69	63	73	121	326
C105-2	在宅小児経管栄養法指導管理料	1216	755	561	126	2658
C106	在宅自己導尿指導管理料	411	574	672	622	2279
C107	在宅人工呼吸指導管理料	993	756	624	696	3069
C107-2	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料	6	31	105	285	427
C108	在宅悪性腫瘍患者指導管理料	-	-	-	2	2
C109	在宅寝たきり患者処置指導管理料	225	334	364	562	1485
C110	在宅自己疼痛管理指導管理料	-	-	-	2	2
C110-2	在宅振戦等刺激装置治療指導管理料	-	2	-	8	10
C110-3	在宅迷走神経電気刺激治療指導管理料	8	30	37	39	114
C110-4	在宅仙骨神経刺激療法指導管理料	-	-	-	-	0
C111	在宅肺高血圧症患者指導管理料	-	2	6	8	16
C112	在宅気管切開患者指導管理料	208	187	148	146	689
C114	在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料	28	21	17	10	76
C115	在宅植込型補助人工心臓（拍動流型）指導管理料	-	-	-	-	0
C116	在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料	-	-	3	11	14
		7431	9165	11382	7325	35303

表 3： 第 1 定義の③（在宅自己注射以外を含める場合）に基づいた医療的ケア児数

グレイで塗ったセルは集計から除外している。

項目番号	診療報酬項目	00～04歳	05～09歳	10～14歳	15～19歳	合計
C101	在宅自己注射指導管理料 1 複雑な場合	87	192	327	427	1033
C101	在宅自己注射指導管理料 2 1 以外の場合月28回以	1136	4851	7550	3524	17061
C101-2	在宅小児低血糖症患者指導管理料	81	40	10	-	131
C102	在宅自己腹膜灌流指導管理料	53	33	39	49	174
C102-2	在宅血液透析指導管理料	-	-	-	-	0
C103	在宅酸素療法指導管理料 チアノーゼ型先天性心疾患	78	23	12	11	124
C103	在宅酸素療法指導管理料 その他	2764	1209	785	625	5383
C104	在宅中心静脈栄養法指導管理料	68	62	49	51	230
C105	在宅成分栄養経管栄養法指導管理料	69	63	73	121	326
C105-2	在宅小児経管栄養法指導管理料	1216	755	561	126	2658
C106	在宅自己導尿指導管理料	411	574	672	622	2279
C107	在宅人工呼吸指導管理料	993	756	624	696	3069
C107-2	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料	6	31	105	285	427
C108	在宅悪性腫瘍患者指導管理料	-	-	-	2	2
C109	在宅寝たきり患者処置指導管理料	225	334	364	562	1485
C110	在宅自己疼痛管理指導管理料	-	-	-	2	2
C110-2	在宅振戦等刺激装置治療指導管理料	-	2	-	8	10
C110-3	在宅迷走神経電気刺激治療指導管理料	8	30	37	39	114
C110-4	在宅仙骨神経刺激療法指導管理料	-	-	-	-	0
C111	在宅肺高血圧症患者指導管理料	-	2	6	8	16
C112	在宅気管切開患者指導管理料	208	187	148	146	689
C114	在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料	28	21	17	10	76
C115	在宅植込型補助人工心臓（拍動流型）指導管理料	-	-	-	-	0
C116	在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料	-	-	3	11	14
		6208	4122	3505	3374	17209

表 4： 第 2 定義（他者から日常的に施される医行為とする場合）に基づいた医療的ケア児数

グレイで塗ったセルは集計から除外している。

項目番号	診療報酬項目	00～04歳	05～09歳	10～14歳	15～19歳	合計
C101	在宅自己注射指導管理料 1 複雑な場合	87	192	327	427	87
C101	在宅自己注射指導管理料 2 1 以外の場合月28回以	1136	4851	7550	3524	1136
C101-2	在宅小児低血糖症患者指導管理料	81	40	10	-	131
C102	在宅自己腹膜灌流指導管理料	53	33	39	49	174
C102-2	在宅血液透析指導管理料	-	-	-	-	0
C103	在宅酸素療法指導管理料 チアノーゼ型先天性心疾	78	23	12	11	124
C103	在宅酸素療法指導管理料 その他	2764	1209	785	625	5383
C104	在宅中心静脈栄養法指導管理料	68	62	49	51	230
C105	在宅成分栄養経管栄養法指導管理料	69	63	73	121	326
C105-2	在宅小児経管栄養法指導管理料	1216	755	561	126	2658
C106	在宅自己導尿指導管理料	411	574	672	622	2279
C107	在宅人工呼吸指導管理料	993	756	624	696	3069
C107-2	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料	6	31	105	285	6
C108	在宅悪性腫瘍患者指導管理料	-	-	-	2	2
C109	在宅寝たきり患者処置指導管理料	225	334	364	562	1485
C110	在宅自己疼痛管理指導管理料	-	-	-	2	0
C110-2	在宅振戦等刺激装置治療指導管理料	-	2	-	8	10
C110-3	在宅迷走神経電気刺激治療指導管理料	8	30	37	39	114
C110-4	在宅仙骨神経刺激療法指導管理料	-	-	-	-	0
C111	在宅肺高血圧症患者指導管理料	-	2	6	8	16
C112	在宅気管切開患者指導管理料	208	187	148	146	689
C114	在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料	28	21	17	10	76
C115	在宅植込型補助人工心臓（拍動流型）指導管理料	-	-	-	-	0
C116	在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料	-	-	3	11	14
		7423	4059	3360	3029	17871

表 5： 第 3 定義（文部科学省調査の基準となる医行為とする場合）に基づいた医療的ケア児数

グレイで塗ったセルは集計から除外している。

項目番号	診療報酬項目	00～04歳	05～09歳	10～14歳	15～19歳	合計
C101	在宅自己注射指導管理料 1 複雑な場合	87	192	327	427	1033
C101	在宅自己注射指導管理料 2 1 以外の場合月28回以	1136	4851	7550	3524	17061
C101-2	在宅小児低血糖症患者指導管理料	81	40	10	-	131
C102	在宅自己腹膜灌流指導管理料	53	33	39	49	174
C102-2	在宅血液透析指導管理料	-	-	-	-	0
C103	在宅酸素療法指導管理料 チアノーゼ型先天性心疾	78	23	12	11	124
C103	在宅酸素療法指導管理料 その他	2764	1209	785	625	5383
C104	在宅中心静脈栄養法指導管理料	68	62	49	51	230
C105	在宅成分栄養経管栄養法指導管理料	69	63	73	121	326
C105-2	在宅小児経管栄養法指導管理料	1216	755	561	126	2658
C106	在宅自己導尿指導管理料	411	574	672	622	2279
C107	在宅人工呼吸指導管理料	993	756	624	696	3069
C107-2	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料	6	31	105	285	427
C108	在宅悪性腫瘍患者指導管理料	-	-	-	2	2
C109	在宅寝たきり患者処置指導管理料	225	334	364	562	1485
C110	在宅自己疼痛管理指導管理料	-	-	-	2	2
C110-2	在宅振戦等刺激装置治療指導管理料	-	2	-	8	10
C110-3	在宅迷走神経電気刺激治療指導管理料	8	30	37	39	114
C110-4	在宅仙骨神経刺激療法指導管理料	-	-	-	-	0
C111	在宅肺高血圧症患者指導管理料	-	2	6	8	16
C112	在宅気管切開患者指導管理料	208	187	148	146	689
C114	在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料	28	21	17	10	76
C115	在宅植込型補助人工心臓（拍動流型）指導管理料	-	-	-	-	0
C116	在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料	-	-	3	11	14
		6032	3963	3288	2960	16243

表 6： 第 4 定義（喀痰吸引等に限定した医行為の場合）に基づく医療的ケア児数

グレイで塗ったセルは集計から除外している。

項目番号	診療報酬項目	00～04歳	05～09歳	10～14歳	15～19歳	合計
C101	在宅自己注射指導管理料 1 複雑な場合	87	192	327	427	1033
C101	在宅自己注射指導管理料 2 1 以外の場合月28回以	1136	4851	7550	3524	17061
C101-2	在宅小児低血糖症患者指導管理料	81	40	10	-	131
C102	在宅自己腹膜灌流指導管理料	53	33	39	49	174
	在宅自己連続携帯式腹膜灌流頻回指導管理	10	4	11	11	36
C102-2	在宅血液透析指導管理料	-	-	-	-	0
	在宅血液透析頻回指導管理	-	-	-	-	0
C103	在宅酸素療法指導管理料 チアノーゼ型先天性心疾患	78	23	12	11	124
C103	在宅酸素療法指導管理料 その他	2764	1209	785	625	5383
C104	在宅中心静脈栄養法指導管理料	68	62	49	51	230
C105	在宅成分栄養経管栄養法指導管理料	69	63	73	121	326
C105-2	在宅小児経管栄養法指導管理料	1216	755	561	126	2658
C106	在宅自己導尿指導管理料	411	574	672	622	2279
C107	在宅人工呼吸指導管理料	993	756	624	696	3069
C107-2	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料	6	31	105	285	427
C108	在宅悪性腫瘍患者指導管理料	-	-	-	2	2
C108-2	在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料	-	-	-	-	0
C109	在宅寝たきり患者処置指導管理料	225	334	364	562	1485
C110	在宅自己疼痛管理指導管理料	-	-	-	2	2
C110-2	在宅振戦等刺激装置治療指導管理料	-	2	-	8	10
	在宅振戦等刺激装置治療指導管理料 導入期 加算	-	-	-	1	1
C110-3	在宅迷走神経電気刺激治療指導管理料	8	30	37	39	114
	在宅迷走神経電気刺激治療指導管理料 導入期 加算	2	-	5	2	9
C110-4	在宅仙骨神経刺激療法指導管理料	-	-	-	-	0
C111	在宅肺高血圧症患者指導管理料	-	2	6	8	16
C112	在宅気管切開患者指導管理料	208	187	148	146	689
C114	在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料	28	21	17	10	76
C115	在宅植込型補助人工心臓（拍動流型）指導管理料	-	-	-	-	0
C116	在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料	-	-	3	11	14
		2711	2095	1770	1651	8227